

「朝の子どもの居場所づくり」事業実施方法（案）について

1 「児童の早朝見守り事業」について

（1）実施期間

土日祝日・教育活動休止日・夏休みなどの長期休業期間を除く児童の登校日（教育活動日）

（2）実施時間

午前7時30分～8時15分

（3）対象児童

小学校1年生～3年生を想定。なお、保護者の就労等の要件は設けない。

（4）事前登録

不要

（5）実施場所

校舎内の施設を想定。動線や収容人数等を勘案して、学校毎に実施場所を選定する。

（6）実施体制

民間事業者への委託により見守りを実施

（7）事業開始時期

令和8年4月以降。開始時期は各学校の状況等に応じて個別に設定する。

（8）その他

児童の過ごし方としては、読書や自習、他の児童と会話を楽しむなど、教室と同じように過ごすことを想定

2 「区立学童クラブでの預かり時間延長」について

（1）実施期間

土曜日及び教育活動休止日、夏休みなどの長期休業期間

（2）実施時間

午前7時30分～8時00分

（3）対象児童

区立学童クラブの利用登録児童

（4）実施体制

常勤指導員または有資格の補助指導員を含み2名以上の体制

（5）事業開始時期

令和8年4月以降

（6）その他

午前7時30分からの利用が見込まれる場合のみ、預かり時間を延長する。なお、預かり時間の延長を利用した場合の保護者負担は無料とする。

3 「民間学童クラブでの預かり時間延長」について

民間学童クラブでの預かり時間延長については、各民間学童クラブで実施を判断し、実施した場合には区からの運営費補助金を加算する。